

# 薩摩川内市工事成績評定通知実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、薩摩川内市工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第7条に基づき、薩摩川内市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の向上を図ることを目的とする。

## (対象工事)

第2条 評定の通知を行う工事は、評定要領第2条に規定された評定の対象工事とする。

## (評定の通知)

第3条 評定の通知は、工事成績通知書（様式第1号）により行うものとする。

## (評定の修正)

第4条 市長は、評定点を修正すべきと認める場合は、評定点を修正し、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

なお、修正すべきと認める場合とは、引渡し後、瑕疵担保期間中に事故等により瑕疵が判明した場合を指すものである。

## (説明請求)

第5条 第3条の評定の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に、書面により、説明を求めることが出来る。

## (説明請求に対する回答)

第6条 市長は、評定の通知を受けた当該請負者から第5条による説明を求められた場合、工事成績評定評価委員会を設置し、その意見を求めるとともに書面により速やかに回答するものとする。

2 工事成績評定評価委員会の設置運営に関する事項は、別途定める薩摩川内市工事成績評定評価委員会設置要領によるものとする。

3 市長は、説明の請求者に回答を行ったときは、請求者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

## 附 則

この要領は、平成17年4月1日以降の検査分から適用する。

## 附 則

この要領は、平成24年9月1日以降の検査分から適用する。

## 附 則

この要領は、平成27年4月1日以降の検査分から適用する。

契約の相手方  
所在地  
商号または名称  
代表者氏名 様

薩摩川内市長

工 事 成 績 通 知 書

貴社が受注した工事について、薩摩川内市工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果について説明を希望される場合は、通知の日から14日以内に、書面により申し出ることができます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 完成検査年月日 年 月 日
- 5 評 定 点 点 (105点満点)  
(項目別評定点については、別紙のとおり)

## 項目別評定点

評価項目	細別	評定点
1 施工体制	I 施工体制一般	3.3 点
	II 配置技術者	4.2 点
2 施工状況	I 施工管理	12.6 点
	II 工程管理	7.4 点
	III 安全管理	8.7 点
	IV 対外関係	3.0 点
3 出来形及び品質	I 出来形	15.5 点
	II 品質	15.5 点
4 出来ばえ	I 出来ばえ	15.1 点
5 社会性等	I 地域への貢献度	3.6 点
6 創意・工夫	I 創意・工夫	11.5 点
7 加算点	I 施工条件	4.6 点
8 評定点計		105.0 点
9 減算点	I 法令遵守	点
評定点合計		点